

## 葛飾区成年後見制度利用促進基本計画について

## 1 現行計画(令和2年度～令和5年度)について

## (1) 概要

現行計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく、市町村成年後見制度利用促進計画として策定し、本区の成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画である。

本区においては、地域共生社会の実現に向け、高齢者や障害のある方などの権利擁護が重要であるとの観点から、葛飾区地域福祉計画に内包する形で策定した。

## (2) 主な取組内容と実績

## ア 権利擁護支援の展開

- ・権利擁護支援の周知・普及
- ・関係機関との連携による相談窓口の充実
- ・各種助成の見直し・拡充による成年後見制度の利用支援

## 【葛飾区における成年後見制度利用者数】

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人数	712人	730人	785人

出典：東京家庭裁判所「利用者数区市町村別一覧」より

## イ 地域連携のネットワーク体制の整備

- ・中核機関の設置
- ・成年後見に関わる法律職や福祉職、医療関係者等による協議会の設置

## 【協議会の開催数】

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
回数	2回	2回	2回

## ウ 中核機関の具体的役割

- ・地域包括支援センター等に対する広報活動
- ・セミナーの開催による周知活動
- ・相談支援
- ・弁護士、司法書士、社会福祉士、医師等による受任者調整(検討支援会議)
- ・市民後見人の育成支援

## 【受任者調整件数】

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人数	25人	32人	29人

## エ その他権利擁護に係る事業の充実

- ・エンディングノートの配布による終活支援
- ・弁護士による終活相談
- ・成年後見制度利用支援(低所得者に対する申立・報酬費用助成)

・訪問援助事業

【訪問援助事業の契約者数と援助件数】

年度	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	援助件数	契約者数	援助件数	契約件数	援助件数	契約件数
訪問援助事業	433件	42人	666件	63人	885件	81人

## 2 新たな計画(令和6年度～令和11年度)について

### (1) 概要

国の第二期成年後見制度利用促進基本計画に新たに盛り込まれた視点を踏まえつつ、本区の実情に即した(仮称)第二期葛飾区成年後見制度利用促進基本計画を策定する。なお、現行計画と同様に、(仮称)第二期葛飾区地域福祉計画に内包するものとする。

### (2) 新たに盛り込む主なポイント

現行計画に基づき、中核機関を設置するとともに、地域連携のネットワーク体制を整備し、関係機関が連携・協力することで、成年後見制度の利用促進を図ってきたところである。

一方で、例えば、精神障害を抱える方が高齢期を迎えるケースでは、本人の精神・身体状態が変化していく段階に応じて、本人の意思を丁寧に聞き取り、これまで以上に本人の意向に即した緊密な支援が必要となるなど、さらに一歩踏み込んだ支援が求められている。加えて、成年後見センターで実施している終活セミナー等において、亡くなった後の葬儀、埋葬等に関する支援への要望が寄せられていることなどから、さらなる権利擁護の推進が求められている。

このような状況から、新たな計画においては、国の第二期計画で明確に定義付けされた「権利擁護支援」を共通基盤となる考え方に据え、本人の意向や意思を尊重した支援や身上保護を重視した制度の運用を目指すとともに、成年後見制度以外の権利擁護支援策についても、総合的に充実していくため、以下の事項を新たな計画に盛り込み、順次、取組を進めていくものとする。

- ・意思決定支援のさらなる浸透
- ・死後事務委任契約の実施
- ・身寄りのない区民が入院・入所を含め地域で安心して生活し続けられる環境整備 など

### (3) 分科会の設置

策定に当たっては、葛飾区くらしのまると相談事業推進委員会設置要綱第9条の規定に基づき、弁護士や司法書士、社会福祉士等を委員とする分科会を設置し、具体的な取組内容等について検討していく。